

(議決事項 )

第1205回経営委員会議案

平成26年1月14日

## NHKネットラジオ「らじる★らじる」に関する総務省への再認可の申請について

現在、放送法第20条第2項第8号の業務として、協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務（サービス名称「らじる★らじる」）を、総務大臣の認可を得て行っているが、今年度末で認可期間が終了することから、平成26年度の実施について、業務の内容等を別添の認可申請書（案）に記載のとおり定め、同申請書により総務大臣に認可を申請することとしたい。

については、定款第13条第1項第1号ニの規定により、経営委員会の議決を得たい。

なお、本案議決のうえは、速やかに総務大臣に認可申請を行う。

<別添>認可申請書（案）

## 【参 考】

### 放送法 関係条文

(業務)

第20条 (略)

2 協会は、前項の業務のほか、第15条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一～七 (略)

八 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

3～9 (略)

10 協会は、第2項第8号又は第3項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

11 (略)

### 日本放送協会定款 関係条文

(業務)

第4条 (略)

2 本協会は、前項の業務のほか、前条の目的を達成するため必要あるときは、次の業務を行う。

(1)～(7) (略)

(8) 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

3～4 (略)

5 本協会は、第2項第1号の協定を締結し、若しくは変更しようとするとき、又は同項第8号若しくは第3項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受ける。

(経営委員会の権限等)

第13条 経営委員会は次に掲げる職務を行う。

(1) 次に掲げる事項の議決

ア～ナ (略)

ニ 第4条第5項の総務大臣の認可を受けて行う業務

ヌ～ハ (略)

2～4 (略)

別 添

平成26年1月 日

総務大臣

新藤義孝 殿

日本放送協会

会長 松本正之

協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務についての認可申請書（案）

放送法第20条第2項第8号の業務として、標記の業務を行いた  
いので、放送法第20条第10項の規定に基づき、別紙書類を添え  
て認可申請いたします。



(別紙)

## 1 業務の内容

日本放送協会（以下「協会」という。）のラジオ第一放送、ラジオ第二放送及びFM放送（以下、それぞれR 1、R 2、FMと呼ぶ。）の放送番組を、ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資する補完的な措置として、これらの放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する。

## 2 業務を行うことを必要とする理由

夜間の外国電波混信やマンション等鉄筋コンクリート住宅の普及等により、協会のラジオ放送が聴取しにくい地域、場所が拡大しつつあるところ、こうした状況の改善に資するための補完的な措置として、平成23年9月から、試行的に、ラジオ放送番組をインターネットを通じて放送と同時に一般に提供し、その効果を検証・確認しているところである。また、平成25年4月より、一部の地域放送番組を追加で提供している。

当該業務の開始から2年たち、これまでの調査によって、当初、PC利用の補助的な位置づけとして開始したスマートフォン等の携帯端末による利用が、急速に増加していることが判明しており、ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資する補完的な措置としての効果を検証する上では、携帯端末による利用の実態に関するデータを新たに収集・把握する必要がある。また、地域放送番組の利用実態や提供のあり方についても、引き続き幅広く聴取者からデータを収集・把握することが必要である。これらを踏まえ、引き続き当該業務を実施するものである。

## 3 業務の実施計画の概要

### (1) 提供する番組

R 1：関東広域放送、近畿広域放送、中京広域放送、宮城県域放送

R 2：全国放送

FM：東京都域放送、大阪府域放送、愛知県域放送、宮城県域放送

### (2) 提供エリア

国内に限定する。(国内での地域制限はしない。)

### (3) 提供態様及び提供品質

- ・ユニキャストによるストリーミング方式で、NHKのホームページから提供する。
- ・インターネットにアクセス可能なPC及びスマートフォンやタブレット等の携帯端末において利用可能とする。
- ・送信時の伝送速度は1チャンネルあたり48kbps程度とする。
- ・R1、R2はモノラル、FMはステレオで提供する。

### (4) 携帯端末を対象とした調査

- ・携帯端末による利用状況を把握するため、利用者から、利用チャンネル、時間等のデータを収集し、分析する。なお、調査に当たっては、個人情報等の取扱いについては十分留意し、利用者に対する適切な告知等の必要な措置を講じた上で実施する。

### (5) その他

- ・ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的措置としての有効性等について、アンケート等により検証・確認を行う。
- ・遅延や権利上の理由等により、提供できない番組がある。

## 4 業務の収支見込み（平成26年度）

収入 なし

支出 0.7億円

<参考> これまでの支出の推移 (単位 億円)

区 分	23年度	24年度	25年度
認可申請時 見込み	1.4	0.8	2.1
実績	1.4	0.8	1.8(見込み)

## 5 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

平成26年度収支予算において措置

## 6 その他必要な事項

- (1) 業務の実施期間は、平成26年4月1日から開始し、平成26年度末まで実施する。
- (2) ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的措置としての有効性の検証を行った上で、必要があるときは、実施内容の変更・延長等のための認可申請を行うこととする。なお、本業務に係る認可の終了後のあり方については、それまでの間に、業務の実施状況等を踏まえ、検討する予定である。
- (3) 業務の実施状況について別途報告するとともに、調査結果について、適宜とりまとめて協会のホームページ等で公表する。